

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ニッスイ			コード	1332
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	松尾 時雄	社外取締役	○													○		有
2	江口 あつみ	社外取締役	○													○		有
3	安部 大作	社外取締役	○							△								有
4	田中 径子	社外取締役	○													○		有
5	寺原 真希子	社外監査役	○													○		有
6	神宮 知茂	社外監査役	○							△							新任	有
7	田所 健	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	ガラスメーカーでのCSRやコンプライアンスの経験に加え、東証一部上場企業の化学メーカーにおいて代表取締役として培った幅広い知見を有することから、社会課題解決への取組みや当社のCSR活動を深化させるための助言が有効と期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項なし	飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報・コミュニケーション部門に携わり、幅広い知識と豊富な経験を有しています。当社取締役会などにおいてコーポレートコミュニケーションやダイバーシティの視点で適切に経営全般に対する監督を行うことを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
3	安部氏は、2019年4月まで主要取引銀行である株式会社みずほ銀行の副頭取執行役員、同社親会社の株式会社みずほフィナンシャルグループ及び同グループ会社各社（みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社、株式会社みずほコーポレート銀行）の業務執行者等を務めておりました（2020年4月までに退任）。なお、取引先であるみずほリース株式会社の取締役会長、取締役、常任顧問（2019年6月から2024年6月まで）に就任しておりましたが、これらは業務執行者ではありません。	金融機関において長年に渡りIT・システムや経営企画など幅広い業務に携わり、また、人権啓発推進委員長を務めるなどサステナビリティの見識も有しています。金融機関の経営者として企業経営全般を監督する経験を有していることに加え、上場会社における社外取締役も経験しております。当社取締役会において、様々な経験を活かし、中長期的・大局的な視点で経営に対する監督を行うことを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当事項なし	自動車メーカーにおいて広報やマーケティング部門に携わり、幅広い見識を有していることに加え、駐ウルグアイ特命全権大使をされるなどグローバルに活躍されてきた経験を有しています。上場会社における社外取締役やサステナビリティ委員会の外部識者委員の経験も有していることから、当社の課題であるサステナビリティやダイバーシティに対するグローバルな視点でのアドバイスや様々な経験を基にした経営全般に対する監督を行うことを期待し、社外取締役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
5	該当事項なし	弁護士として企業法務に精通している上、他の上場会社の社外取締役も務めており、企業活動全般の適正性を判断する知見を有しています。また、百貨店業を営む上場会社の社外監査役を務めており、小売事業についての見識も有しています。今後当社がサステナビリティを推進し、またダイバーシティを表現させていく上で、同氏の経験と見識による助言が有効と期待し、社外監査役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
6	2012年4月から2016年4月まで主要取引銀行である株式会社みずほ銀行の常務執行役員に就任しており、そのうち2014年4月から同年6月まで同社親会社の株式会社みずほフィナンシャルグループの常務執行役員、同年6月から2015年4月まで同社の執行役常務を務めておりました（2015年4月までに退任）。その後、株式会社みずほ銀行の理事（非執行）に就任しておりましたが（2016年5月までに退任）。	東証プライム市場上場企業の経営者・常勤監査役としての経験並びに上場会社の子会社の代表取締役社長の経験も有していることに加え、金融機関における営業、人事などの幅広い経験をもとにした助言が有効と期待し、社外監査役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。
7	該当事項なし	公認会計士として大手監査法人の代表社員を務めるなど、会計のエキスパートとして豊富な経験を有しています。また、大手監査法人において、財務報告のアドバイザーや人事担当執行役を経験しており、幅広い人脈と見識を有しています。同氏の経験と見識による助言が有効と期待し、社外監査役に選任しております。 同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社が定める「社外役員の独立性基準」は、当社ウェブサイトに掲載しております。 (https://www.nissui.co.jp/vision_policy/governance.html)

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。